

議決した条例関係議案

議員提案による条例制定議案は否決

二月九日の本会議において議員提案による条例制定議案一件と市長から条例制定議案二件及び条例の一部を改正するための議案四件が提出されました。議案四件は審議の結果、議員提案による条例制定議案は少数の賛成により否決、市長から提案された条例制定議案及び条例の一部を改正するための議案は総員の賛成により可決しました。

議案の内容は次のとおりです。
◎議員等の行政運営に係る要望等の手続に関する条例
 本市職員の事務処理に関して議員等から要望を受けた場合、軽易な事項を除き、その要望等の内容を書面に記録し、上司に報告することにより、行政運営の透明性の向上を図ることを目的として必要な事項を定めようとするものです。

議案では、条例の目的は理解するが、条例化に伴う規則制定の検討など準備が十分でなく、議員の改選期を目前にした時期の提案は拙速であること、また、行政の実態を慎重に分析し、市民の意見を取り入れ、議員間での議論を深めた上で条例化するべきとする継続審査の意見と、行政改革のひとつであり、行政運営における透明性の向上や公正性の確保のために早期に条例を制定すべきとする賛成の意見、また、議員は住民代表として住民の諸要求を実現するために努力をしており、住民の意見を行政に反映するなどの住民参加を否定する内容であること、要望等の公正性・公平性の判断基準や実効性を確保するための十分な議論がない中で、四月からの条例施行は議員の改選期が五月

であることから難しいとする反対の意見に分かれましたが採決の結果、少数の賛成により否決しました。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市農業委員会の選任による議会推薦委員の定数に関する条例
 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、現行の議会推薦委員定数三人を定数とする条例を新たに制定するものです。

【**条例の一部改正**】
◎鎌倉市市税条例
 不動産登記法の改正により、地方税法が改正されたことに伴い、表現整備をするものです。
◎鎌倉市子どもの家条例
 子どもの家の利用時間を平日午後七時まで延長することに伴い、当該延長時間の利用料を定めるものです。

【**条例の一部改正**】
◎鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例及び鎌倉市まちづくり条例
 都市緑地保全法の一部改正により、法律の名称が「都市緑地法」に改正されたことなどに伴い、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例及び「鎌倉市まちづくり条例」について、引用条項の整備を行うものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 昨年十二月十六日に笛田三丁目地区地区計画を決定したことに伴い、地区計画の実効性を高めるため、地区整備計画に定められた「建築物の用途の制限」及び「建築物の敷地面積の最低限度」についての制限事項を同条例に追加するものです。

【**新たな条例**】
◎長期継続契約を締結することのできる契約に関する条例
 地方自治法の一部改正により、長期継続契約の対象範囲が拡大され、物品を借り入れ、または、役務の提供を受ける契約のうち、

条例で定めるものについては、長期継続契約を締結することが可能となったため、対象となる契約について条例を制定するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市市常勤特別職員の給与に関する条例
 市長、助役、収入役、教育長（以下、市長等）及び議会議員の期末手当について支給率の規定の整備を行うもので、年間の手給率は一般職員と同様の四・四カ月分とするものです。ただし、市長等は当分の間、暫定措置として年間の支給率を三・二五カ月分とします。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市市職定額資金運用基金条例
 市職員が共通で使用している消耗品等の在庫物品は、定額資金運用基金の物品購入基金により運用していましたが、在庫物品を廃止することに伴い、物品購入基金にかかる条項の削除及び規定の整備をするもので、あわせて、条例の名称を「土地開発基金条例」とするものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市職員定数条例
 職員数適正化計画を推進した結果、条例で定める職員数が定数と実員数との間に差が生じ、さらに職員数の適正化を進める予定から、市長の事務部局をはじめとする各部局の定数一千八百七十三人を、四月一日の予定職員数一千五百五十七人に変更するとともに、教育委員会の事務部局の内数としていた指導主任の定数を削除するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市手数料条例
 現在、無料としている固定資産名寄帳の閲覧については、受益者負担の適正化の観点から手数料三百円を徴収するため、規定の整備を行うものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市国民健康保険条例
 平成十六年度の地方税法の改正により、国民健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、国民健康保険料の算定に於いて、長期譲渡所得の特別控除の規定が削除されたため、表現の整備及び規定の整備を行うものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

【**新たな条例**】
◎鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例
 現在、就学前までの児童の入院・通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費を、歳児を除き所得制限を設けて

助成しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

補正予算

今定例会に平成十六年度一般会計及び下水道事業特別会計など六特別会計の補正予算案が提出されました。審議の結果、多数で、その他の補正予算を総員の賛成により可決しました。

【**一般会計**】
 補正の内容は歳入歳出いずれも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

【**下水道事業特別会計**】
 九十億七千二百二十万円
◎大船駅東口市街地再開発事業特別会計
 三億三千八百九十万円
◎国民健康保険事業特別会計
 百三十一億六千六百万円
◎老人保健医療事業特別会計
 百六十三億三千八百万円
◎公共用地先行取得事業特別会計
 七億九千七百三十万円
◎介護保険事業特別会計
 九十二億三百二十万円

教育委員会委員

今定例会に、市長から教育委員会の委員の選任についての議案が提出され、議案では総員の賛成により同意しました。選任された方は、次のとおりです。
 宮崎隆典氏（笛田在住）
 任期は平成十七年三月二十四日から平成二十一年三月二十三日までの四年間です。

陳情を不採択

【**陳情の要旨**】
 市の現状は、時代の大きな転換期の中で長期にわたって身動きのできない閉塞感に包まれ、行政や政治の分野はもとより市内各分野、市民各層に至るまでこのような空気がびまんしていることは憂慮にたえず、この状況を打開するためには、市議会が率先して議員定数を現行の二十八名から二十名に削減し、市政刷新の範を垂れることが必要であり、今春四月に実施される市議会議員選挙から適用してほしいというものです。

【**議会運営委員会における審査**】
 本陳情は、二月九日の本会議において議会運営委員会に付託され、同月十八日に審査した結果、次のような相違する意見に分かれました。
 一つは、議員定数についての議論は、この時期を逸すると、さらに四年後の改選期前ということになるので、これから最終本会議までにはまだ時間があり、この間一度しっかりと議論して

いく必要があることから、本陳情は継続審査とすべきであるとする意見です。
 もう一つは、議員定数はいかにあるべきかは、財政論だけでなく、議会のあり方を含め議論を深めていく必要があること、定数の削減は市民の政治への参加の権利が少なくなり、量、質ともに後退することになるが、もう少し十分な審査を行うとしても議員の任期が切れることなどから難しいこと、議員定数を削減するという方向性については理解するが、削減の基準や考え方を整理するために議論する時間が必要であり、現行の二十八名から二十名に削減することはそのまま賛成するわけにはいかないこと、などの理由から、本陳情は不採択とすべきであるという意見です。

【**本会議においても不採択**】
 二月二十四日の本会議において、議会運営委員長から審査結果の報告があり、採決の結果、本陳情に対する賛成者は少なく、不採択としました。

編集後記

議会広報委員会では、昨年十一月より、市議会のインターネット中継導入についての可能性を議論し、このたび、その方向性をまとめ、議長に提出しました。このまとめは、次期の任期へと受け継がれる予定です。すでにインターネット中継を導入している、逗子・横須賀・川崎などからは、遅れをとってしまいました。後発の強みを発揮し、市民にとって、より良いものが導入できることを切に願っております。

予算を審議した二月定例会は任期最後の議会でした。この四年間で市民の方に愛される議会だよりを目指し、会派別議決結果の一覧表掲載や、分かりやすい表現の採用一面への公募による写真掲載等、工夫をしてきました。いかがでしたでしょうか？感想をお待ちしております。

議会広報委員会
 委員長 松尾 崇
 副委員長 三輪裕美子
 委員 大石 和久
 委員 伊東 正博
 委員 中村聡一郎
 委員 小田嶋敏浩